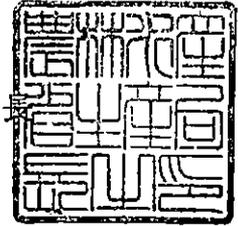




13生産第1739号
平成13年6月26日

独立行政法人農薬検査所理事長 殿

農林水産省生産局長



「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農
産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の一部改正について

このことについて、別添のとおり定め、農薬工業会会長等関係者あて通知したので、
農薬の登録検査の円滑な実施方お願いします。



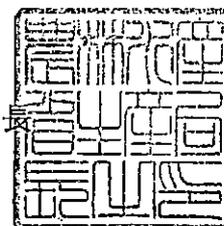


13生産第1739号

平成13年6月26日

農薬工業会会長 殿

農林水産省生産局長



「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の一部改正について

農薬登録申請者の利便性の向上を図る等の観点から、今般、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農産園芸局長通知）を別紙新旧対照表のとおり一部改正したので、十分御留意の上、貴会会員への周知徹底を図り、農薬の登録申請に係る事務の円滑な運用につき、御協力をお願いします。

農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">農薬の登録申請に係る試験成績について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 試験成績の具体的内容について 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項（<u>法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。</u>）及び第 6 条の 2 第 1 項（<u>法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。</u>）の規定に基づき農薬の登録を申請する者（以下「申請者」という。）が提出すべき農薬（微生物を有効成分とするものを除く。以下同じ。）の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績の具体的内容は、次に掲げるものとする。 (1) ～ (4) [略]</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 <u>試験成績の種類について</u> 提出すべき試験成績の種類は、<u>第 1 に掲げる試験成績の概要を記載した試験成績概要書及び試験成績報告書とする。</u></p> <p>第 4 [略]</p> <p>第 5 試験成績の代替について <u>(1) 農薬の登録申請において提出することとされている試験成績の一部が、既に他の登録申請において提出されており、かつ、これ</u></p>	<p style="text-align: center;">農薬の登録申請に係る試験成績について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 試験成績の具体的内容について 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき農薬の登録を申請する者（以下「申請者」という。）が提出すべき農薬（微生物を有効成分とするものを除く。以下同じ。）の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績の具体的内容は、次に掲げるものとする。 (1) ～ (4) [略]</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 [略]</p> <p>第 4 試験成績の代替について 農薬の登録申請において提出することとされている試験成績の一部が、既に他の登録申請において提出されており、かつ、これらの</p>

らの試験成績を当該申請に係る農薬の試験成績として利用することができる」と認められる場合には、申請者は、別記様式による試験成績代替書を当該試験成績に代えて提出することができる。

この場合において、利用しようとする試験成績を提出した者が当該申請者と異なる場合にあつては、当該申請者は、利用しようとする試験成績を提出した者が当該試験成績を利用して差し支えない旨を記した書類を添付しなければならない。

(2) 農薬の登録申請において提出することとされている試験成績の一部（第1の(3)のアからウまで及びトからヌまで並びに(4)のア及びイの試験成績に限る。）が既に他の登録申請において15年以上前に提出されており、かつ、登録申請しようとしている農薬が現に登録を受けて15年以上経過しているものとその成分、物理的・化学的性状、人畜に対する毒性その他の特性が同等であると認められる場合には、申請者は、別記様式による試験成績代替書を当該試験成績に代えて提出することができる。

第6～第8 [略]

第9 本通知は、平成13年2月1日以降に提出された農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績について適用する。ただし、現に登録を受けている農薬及び現に登録を受けている農薬と同一の有効成分を含有する農薬についての法第2条第1項若しくは法第15条の2第1項の登録の申請又は法第6条の2第1項の変更の登録の申請に係る試験成績については、この限りではない。

(別記様式)

試験成績代替書 年 月 日
農林水産大臣 殿

試験成績を当該申請に係る農薬の試験成績として利用することができる」と認められる場合には、申請者は、別記様式による試験成績代替書を当該試験成績に代えて提出することができる。

この場合において、利用しようとする試験成績を提出した者が当該申請者と異なる場合にあつては、当該申請者は、利用しようとする試験成績を提出した者が当該試験成績を利用して差し支えない旨を記した書類を添付しなければならない。

第5～第7 [略]

第8 本通知は、平成13年2月1日以降に提出された農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績について適用する。ただし、現に登録を受けている農薬についての法第2条第1項又は法第15条の2第1項の登録の申請に係る試験については、この限りではない。

(別記様式)

試験成績代替書 年 月 日
農林水産大臣 殿

住所
氏名（法人の場合にあっては、
その名及び代表者の氏名称）印

下記のとおり、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農産園芸局長通知）記5の規定に基づき、試験成績の代替について申し出ます。

記

1. 農薬の種類及び名称（現に登録を受けている農薬にあっては、登録番号も記載すること。）
2. 代替の対象となる試験成績の内容並びに利用する試験成績に係る農薬の種類及び名称（現に登録を受けている農薬については、その登録番号も記載すること。）

（日本工業規格A4）

（別表1）

試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件			
		被験物質の種類	試験例数/供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号
適用病害虫に対する薬効に関する試験成績（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあって	薬効試験	製剤（注8）	（略）	（略）	（略）

住所
氏名（法人の場合にあっては、
その名及び代表者の氏名称）印

下記のとおり、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農産園芸局長通知）の記4の規定に基づき、試験成績の代替について申し出ます。

記

1. 農薬の種類及び名称（現に登録を受けている農薬にあっては、登録番号も記載すること。）
2. 代替の対象となる試験成績の内容並びに利用する試験成績に係る農薬の種類及び名称（現に登録を受けている農薬については、その登録番号も記載すること。）

（日本工業規格A4）

（別表1）

試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件			
		被験物質の種類	試験例数/供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号
適用病害虫に対する薬効に関する試験成績（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあって	薬効試験	製剤	（略）	（略）	（略）

は、適用農作物等 に対する薬効に関 する試験成績)					
適用農作物に対す る薬害に関する試 験成績	(1)薬害試験	製剤(注8)	(略)	(略)	(略)

は、適用農作物等 に対する薬効に関 する試験成績)					
適用農作物に対す る薬害に関する試 験成績	(1)薬害試験	製剤	(略)	(略)	(略)

水産動植物への影 響に関する試験成 績	(2)ミジンコ 類急性遊泳 阻害試験	(略)	(略)	(略)	<u>2-7-2-1</u>
	(3)ミジンコ 類繁殖試験	(略)	(略)	(略)	<u>2-7-2-2</u>

水産動植物への影 響に関する試験成 績	(2)ミジンコ 類急性遊泳 阻害試験	(略)	(略)	(略)	<u>2-7-2</u>
	(3)ミジンコ 類繁殖試験	(略)	(略)	(略)	

水産動植物以外の 有用生物への影響 に関する試験成績	(3)天敵昆虫 等影響試験	(略)	双翅目、膜翅目、 半翅目、鞘翅目 脈翅目、ダニ目 及びクモ目の中 から2目3種選	(略)	(略)
----------------------------------	------------------	-----	--	-----	-----

水産動植物以外の 有用生物への影響 に関する試験成績	(3)天敵昆虫 等影響試験	(略)	<u>1例</u>	(略)	(略)
----------------------------------	------------------	-----	-----------	-----	-----

			定		
農作物への残留性に関する試験成績	(1) 作物残留性試験	製剤(注8)	(略)	(略)	(略)

注1～注7 [略]

注8：展着剤については、適用対象となる農薬と組み合わせたものとする。

(別添表1)

試験項目	試験例数
薬効試験、 薬害試験 (薬効・薬害併合試験)	<p>申請に係る適用農作物、適用病虫害・雑草等及び使用方法等の組合せごとに、少なくとも2か年実施するものとし、各年における試験は、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該試験の例数を下記のとおり実施することができるものとする。</p> <p>(1) 申請に係る適用農作物と適用病虫害・雑草等の組合せが既登録農薬のそれと同一であり、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、当該申請に係る適用農作物と適用病虫害・雑草等の組合せごとに、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 既登録農薬と有効成分及び剤型が同一であって、有効成分投下量が既登録農薬のそれより減少する場合</p> <p>③～⑤ [略]</p>

農作物への残留性に関する試験成績	(1) 作物残留性試験	製剤	(略)	(略)	(略)

注1～注7 [略]

(別添表1)

試験項目	試験例数
薬効試験、 薬害試験 (薬効・薬害併合試験)	<p>申請に係る適用農作物、適用病虫害・雑草等及び使用方法等の組合せごとに、少なくとも2か年実施するものとし、各年における試験は、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該試験の例数を下記のとおり実施することができるものとする。</p> <p>(1) 申請に係る適用農作物と適用病虫害・雑草等の組合せが既登録農薬のそれと同一であり、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、当該申請に係る適用農作物と適用病虫害・雑草等の組合せごとに、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 既登録農薬と有効成分及び剤型が同一であるが、有効成分の濃度を減少させる場合</p> <p>③～⑤ [略]</p>

	<p>(2) 申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せが既登録農薬のそれと同一であり、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せごとに、原則として異なる都道府県から選定した2か所以上の施設において実施するものとする。</p> <p>① <u>既登録農薬と有効成分及び剤型が同一であって、有効成分投下量が既登録農薬のそれと同一である、又は増加する場合</u></p> <p>②・③ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せごとに、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。</p> <p>① <u>新規の有効成分と既登録農薬の有効成分が混在する混合剤について、当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せのうち、既登録農薬の有効成分に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せが当該既登録農薬と同一である場合であって、当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せのうち既登録農薬の有効成分のみに係る部分について実施する場合</u></p> <p>② <u>既登録農薬であって、当該既登録農薬の適用病害虫のうち多数の作物に共通する難防除病害虫に適用農作物を追加する場合</u></p> <p>③ <u>既登録農薬であって、作物のない状態又は作物に接触しない状態において使用される農薬について当該既登録農薬の適用病害虫に適用農作物を追加する場合</u></p> <p>(5) [略]</p>
植物体内運命に関する試験	<p>[前半略]</p> <p>また、申請に係る農作物が1植物群に限られ当該試験の植物が申請に係る農作物と異なる場合にあつては、当該試験の供試植物は2種類以上とする。 [以下略]</p>

(別表2)

第3中「別表に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表

	<p>(2) 申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せが既登録農薬のそれと同一であり、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、当該申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せごとに、原則として異なる都道府県から選定した2か所以上の施設において実施するものとする。</p> <p>① <u>既登録農薬と有効成分及び剤型が同一であって、有効成分量が同一か又は増加させる場合</u></p> <p>②・③ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
植物体内運命に関する試験	<p>[前半略]</p> <p>また、申請に係る農作物が1植物群に限られ当該試験の植物が申請に係る農作物と異なる場合にあつては、当該試験の植物群は2種類以上とする。 [以下略]</p>

(別表2)

第3中「別表に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表

の右欄に示す場合のことをいう。

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
農作物への残留性に関する試験成績 作物残留性試験成績	<p>1. 次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。<u>以下同じ。</u>）以外の農作物に使用される場合</p> <p>②・③ （略）</p> <p>2. 1にかかわらず、<u>展着剤については、次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</u></p> <p>① <u>食品の用に供される農作物以外の農作物に使用される場合</u></p> <p>② <u>当該展着剤が適用対象となる農薬の残留性に対し何ら影響を及ぼすおそれがないと認められる場合であつて、かつ、人が当該展着剤の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取するもののその摂取量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</u></p> <p>③ <u>当該展着剤が適用対象となる農薬の残留性に対し何ら影響を及ぼすおそれがないと認められる場合であつて、かつ、当該展着剤の成分物質等の種類等からみてその毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</u></p>

の右欄に示す場合のことをいう。

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
農作物への残留性に関する試験成績 作物残留性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）以外の農作物に使用される場合</p> <p>②・③ （略）</p>

(別添)「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」

試験項目	識別番号
ミジンコ類急性遊泳阻害試験	<u>2-7-2-1</u>
ミジンコ類繁殖試験	<u>2-7-2-2</u>

急性神経毒性試験(2-1-7)

1～5 [略]

6. 観察及び検査

(1) [略]

(2) 詳細な状態の観察

① [略]

② [略]

③ 検査は、通常、次の項目について行う。

外観(皮膚、被毛、眼・眼球及び粘膜等の変化、分泌物の有無等)、体位、姿勢(円背位等)、自律神経系機能(流涙、立毛、瞳孔径、呼吸状態、排泄状態等)、運動協調性、歩行の異常、動物の取扱操作及び環境刺激に対する反応、神経系(振戦、痙攣、筋収縮性等)、探索行動の変化、常同行動(身づくろいの変化、くびふり、旋回等)、異常行動(自咬、後ずさり、異常発声等)、攻撃性等

(3)・(4) [略]

90日間反復経口投与毒性試験(2-1-9)

1～4 [略]

5. 動物数及び試験群の設定

(1) [略]

(別添)「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」

試験項目	識別番号
ミジンコ類急性遊泳阻害試験	<u>2-7-2</u>

急性神経毒性試験(2-1-7)

1～5 [略]

6. 観察及び検査

(1) [略]

(2) 詳細な症状の観察

① [略]

② [略]

③ 検査は、通常、次の項目について行う。

外観(皮膚、被毛、眼・眼球及び粘膜等の変化、分泌物の有無等)、体位、姿勢(円背位等)、自律神経系機能(流涙、立毛、瞳孔径、呼吸状態、排泄状態等)、運動協調性、歩行の異常、動物の取扱操作及び環境刺激に対する反応、神経系(振戦、痙攣、筋収縮性等)、探索行動の変化、常同行動(身づくろいの変化、くびふり、旋回等)、異常行動(自咬、後ずさり、異常発声等)、攻撃性等

(3)・(4) [略]

90日間反復経口投与毒性試験(2-1-9)

1～4 [略]

5. 動物数及び試験群の設定

(1) [略]

(2) 試験群の設定

① 被験物質投与群

ア 対照群の他に少なくとも3段階の用量設定による被験物質投与群を設ける。

イ・ウ [略]

② [略]

6. 観察及び検査

(1) 一般状態の観察

① [略]

[削る。]

② [略]

(2) 詳細な状態の観察

① [略]

② 観察は、飼育ケージ内及び観察台上で行う。全身状態の変化を把握するのに十分な観察項目、各項目の定義と採点基準及び観察順を決めた観察手順に従って注意深く観察する。観察時の動物の取扱いが試験結果に影響しないよう留意すること。

③ 通常、次の項目について行う。

外観（皮膚、被毛、眼・眼球及び粘膜等の変化、分泌物の有無等）、体位、姿勢（円背位等）、自律神経系機能（流涙、立毛、瞳孔径、呼吸状態、排泄状態等）、運動協調性、歩行の異常、動物の取扱操作や環境刺激に対する反応、神経系（振戦、痙攣、筋収縮性等）、探索行動の変化、常同行動（身づくろいの変化、くびふり、旋回等）、異常行動（自咬、後ずさり、異常発声等）、攻撃性等

(2) 試験群の設定

① 被験物質投与群

ア 3段階の用量設定による被験物質投与群を設ける。

イ・ウ [略]

② [略]

6. 観察及び検査

(1) 一般状態の観察

① [略]

② 一般状態の観察は、飼育ケージ内及び観察台上で行う。全身状態の変化を把握するのに十分な観察項目、各項目の定義と採点基準及び観察順を決めた観察手順に従って注意深く観察する。観察時の動物の取扱いが試験結果に影響しないよう留意すること。

③ [略]

(2) 詳細な状態の観察

① [略]

② 通常、次の項目について行う。

外観（皮膚、被毛、眼・眼球、可視粘膜等の変化、分泌物の有無等）、体位、姿勢（円背位等）、自律神経系機能（流涙、立毛、瞳孔径、呼吸状態、排泄状態等）、運動協調性、歩行の異常、動物の取扱操作や環境刺激に対する反応、神経系（振戦、痙攣、筋収縮性等）、探索行動の変化、常同行動（身づくろいの変化、くびふり、旋回等）、異常行動（自咬、後ずさり、異常発声等）、攻撃性等

(3) ~ (7) [略]

7. その他 [略]

反復経口投与神経毒性試験(2-1-12)

1 ~ 5 [略]

6. 観察及び検査

(1) [略]

(2) 詳細な状態の観察

①~④ [略]

⑤ 通常、次の項目について行う。

外観(皮膚、被毛、眼・眼球及び粘膜等の変化、分泌物の有無等)、体位、姿勢(円背位等)、自律神経系機能(流涙、立毛、瞳孔径、呼吸状態、排泄状態等)、運動協調性、歩行の異常、動物の取扱操作及び環境刺激に対する反応、神経系(振戦、痙攣、筋収縮性等)、探索行動の変化、常同行動(身づくろいの変化、くびふり、旋回等)、異常行動(自咬、後ずさり、異常発声等)、攻撃性等

(3) ~ (6) [略]

動物体内運命に関する試験(2-3-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

(3) ~ (7) [略]

7. その他 [略]

反復経口投与神経毒性試験(2-1-12)

1 ~ 5 [略]

6. 観察及び検査

(1) [略]

(2) 詳細な症状の観察

①~④ [略]

⑤ 通常、次の項目について行う。

外観(皮膚、被毛、眼・眼球及び粘膜等の変化、分泌物の有無等)、体位、姿勢(円背位等)、自律神経系機能(流涙、立毛、瞳孔径、呼吸状態、排泄状態等)、運動協調性、歩行の異常、動物の取扱操作及び環境刺激に対する反応、神経系(振戦、痙攣、筋収縮性等)、探索行動の変化、常同行動(身繕いの変化、首ふり、旋回等)、異常行動(自咬、後ずさり、異常発声等)、攻撃性等

(3) ~ (6) [略]

動物体内運命に関する試験(2-3-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

植物体内運命に関する試験(2-4-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。

なお、同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～7 [略]

土壌中運命に関する試験(2-5-1～3)

好氣的湛水土壌中運命試験(2-5-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。

なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

好氣的土壌中運命試験(2-5-2)

1. [略]

2. 被験物質

3～6 [略]

植物体内運命に関する試験(2-4-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。

なお、同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～7 [略]

土壌中運命に関する試験(2-5-1～3)

好氣的湛水土壌中運命試験(2-5-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。

なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

好氣的土壌中運命試験(2-5-2)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

嫌氣的土壤中運命試験(2-5-3)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

水中運命に関する試験(2-6-1、2)

加水分解運命試験(2-6-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

嫌氣的土壤中運命試験(2-5-3)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

水中運命に関する試験(2-6-1、2)

加水分解運命試験(2-6-1)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

水中光分解運命試験(2-6-2)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分等の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

ミジンコ類急性遊泳阻害試験(2-7-2-1)

[略]

ミジンコ類繁殖試験(2-7-2-2)

1. 目的

本試験は、甲殻類に対する被験物質の繁殖に及ぼす影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。

2. 定義

(1) 繁殖率：生存親ミジンコ1頭当たりの平均累積産仔数（生存幼体）をいう。

(2) EC₅₀ (Median Effect Concentration：半数影響濃度)：対照区と比べて、暴露期間に供試生物の繁殖率を50%阻害する濃度をいう。

(3) LOEC (Lowest Observed Effect Concentration：最低影響濃度)：対照区と比べて、繁殖性、親ミジンコの死亡率等に影響が認められた試験最低濃度をいう。

(4) NOEC (No Observed Effect Concentration：最大無影響濃度)：対照

水中光分解運命試験(2-6-2)

1. [略]

2. 被験物質

農薬の有効成分の放射性同位元素で標識した又は非標識の高純度化合物を用い、入手先、純度、安定性等を明確にしておく。なお、放射性同位元素標識体にあつては、合成法、標識核種、標識位置及び比放射能についても明確にしておく。

3～6 [略]

ミジンコ類急性遊泳阻害試験(2-7-2)

[略]

区と比べて、何ら繁殖性、親ミジンコの死亡率等に影響が認められない試験最高濃度をいう。

(5) 被験物質：試験に用いる原体をいう。

(6) 半止水式試験：一定期間ごと試験液を容器ごとに交換する方式で行う試験をいう。

(7) 流水式試験：連続的に試験液を供給する方式で行う試験をいう。

3. 供試生物

(1) 生物種

① オオミジンコ (*Daphnia magna*) を用いる。ただし、当該種と同等の試験結果が得られるミジンコ類であれば他の種を用いてもよい。

② 供試生物は、経歴（入手源、飼育方法等）の明らかなものを用いる。

(2) 生育段階

生後 24 時間以内の個体（以下「幼体」という。）を用いる。

(3) 親ミジンコの飼育

幼体を得るための親ミジンコは、可能な限り試験環境条件（試験に用いる希釈水と同一の水質、水温等）に近い条件で一定期間飼育し、健康で繁殖の盛んな時期（通常 2～4 週齢）のものを用いる。

4. 暴露方法

半止水式又は流水式により試験を行う。

5. 暴露期間

21 日間とする。

6. 供試生物数及び試験区の設定

(1) 供試生物数

試験区ごとに少なくとも 10 頭の供試生物を使用し、必要に応じて

観察が可能な個体数に分割する。

(2) 試験区の設定

① 試験濃度区の設定

ア 等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。

イ 試験濃度及び濃度公比は、予備試験の結果又は急性遊泳阻害試験の結果を参考にして定める。

ウ 濃度範囲には、供試生物のすべてに影響が見られる濃度と全く影響が見られない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部に影響が見られる濃度が少なくとも2濃度含まれることが望ましい。

② 対照区の設定

ア 被験物質を含まない無処理対照区を設ける。

イ 試験原液の調製に助剤を使用した場合は、使用最高濃度の助剤を含む助剤対照区も設ける。

7. 試験液の調製

試験液の調製方法は、以下のとおりとする。

(1) 通常、試験液は高濃度の試験原液を希釈して調製する。正確な濃度の試験原液の調製に必要な場合は有機溶剤、乳化剤、分散剤等の助剤を用いるが、できる限り助剤を用いないことが望ましい。

(2) 助剤は、供試生物に対して毒性が弱く、使用濃度で供試生物に対して有害性が認められず、かつ、被験物質の性質を変えないものを用いること。

(3) 助剤の試験液中濃度は100mg/l（又は0.1ml/l）を超えないことが望ましい。

8. 環境条件

(1) 試験液量

ミジンコ1頭当たり少なくとも50ml以上とする。

(2) 水温

設定温度は 18 ～ 22℃とし、試験期間中の変動範囲は± 1℃以内とすることが望ましい。

(3) 照明

16 時間明期が望ましい。

(4) 給餌

培養したクロレラなどの単細胞緑藻類等を与える。

(5) 希釈水

① 試験に用いる水は、有害物質等試験の妨げになるものを含まず、飼育に用いた水と同じ供給源のもので、ミジンコが良好に生存し、繁殖できる水質であることが確認されているものを用いる。

② 脱塩素水道水、天然水又は人工調製水を用いる。

③ 使用前には十分に暴気するとともに、温度調節を行う。

(6) 溶存酸素濃度

溶存酸素濃度は、暴露期間を通して 3 mg/l 以上に保つようにする。

(7) pH

試験液の pH 調整は行わない。

9. 観察及び測定

(1) 供試生物の一般状態の観察

親ミジンコの生死及び生存産出幼体数を数え、親ミジンコの状態、死亡幼体、随胎卵及び休眠卵の有無等を定期的に観察し記録する。

(2) 被験物質濃度の測定

① 各試験濃度区における被験物質の濃度を測定する。

② 被験物質濃度は、暴露期間中、設定濃度の 80 % 以上であることが望ましい。

(3) 環境条件の測定

① 試験に先立って希釈水の水質を確認する。

② 各試験区における試験液の水温、溶存酸素濃度、硬度及び pH を測定する。

10. 結果の処理法

(1) EC₅₀及び95%信頼限界

対照区（又は助剤対照区）と各濃度区での生存親ミジンコ1頭当たりの平均累積産仔数（生存幼体）を用い、一般的な手法で可能な限り算定する。

(2) LOEC及びNOEC

各試験容器毎の生存親ミジンコ1頭当たりの累積産仔数（生存幼体）を算出し、対照区（又は助剤対照区）と各濃度区との有意差の有無を統計手法により求め、対照区（又は助剤対照区）と比較して有意差の認められる最低濃度(LOEC)と有意差が認められない最高濃度(NOEC)を求める。

(3) 被験物質濃度の測定値が設定濃度から ±20%以上変動している場合は、測定濃度の平均値に基づき EC₅₀等を算定する。

11. 報告事項

(1) 被験物質について

(2) 供試生物について

種名、経歴（入手源、飼育方法等）等

(3) 試験方法について

暴露条件、環境条件、観察、測定項目等

(4) 試験結果について

① 親ミジンコの死亡率

② 繁殖率

③ EC₅₀及びその95%信頼限界（可能な限り求める。）

④ EC₅₀の算定方法

⑤ LOEC 及び NOEC（これらの値が求められなかった場合は、その理由を記す。）

⑥ LOEC 及び NOEC の算定方法

⑦ 各観察時間における各試験区での親ミジンコの死亡率及び繁

殖率

- ⑧ 暴露終了時における濃度－親ミジンコの死亡率及び繁殖率曲線のグラフ
- ⑨ 観察された影響
- ⑩ 各試験濃度区における最初の産仔までの日数
- ⑪ 被験物質濃度の測定値
- ⑫ 環境条件の測定結果
水質、溶存酸素濃度、硬度、pH等
- ⑬ その他の事項
試験液の状態、試験結果に影響を及ぼした可能性のある事項等

12. 試験の妥当性

- (1) 暴露終了時において対照区の親ミジンコの死亡率が 20 %を超えてはならない。
- (2) 対照区の親ミジンコ 1 頭当たりの平均累積産仔数が 60 頭以上でなければならない。

水質汚濁性試験(2-10-1)

1～3 [略]

4. 試料(水田水)の採取

- (1) [略]
- (2) 採取時期及び回数
 - ① [略]
 - ② 施用後 14 日以降も水田水から分析対象物質が検出される可能性のある場合には、検出濃度がその最高値の 10 分の 1 以下になるまで採取を続ける。
 - ③ [略]

水質汚濁性試験(2-10-1)

1～3 [略]

4. 試料(水田水)の採取

- (1) [略]
- (2) 採取時期及び回数
 - ① [略]
 - ② 施用後 14 日以降も水田水から被験物質が検出される可能性のある場合には、検出濃度が被験物質の施用最高濃度の 10 分の 1 以下になるまで採取を続ける。
 - ③ [略]

5. 試料の取扱い

(1) 試料の輸送

① 試料の輸送に当たっては、試料が変質又は汚染しないよう十分留意するとともに、凍結しない程度の低温条件で速やかに輸送する。

② 輸送に当たっては、試料の取り違え等を防止するため、識別票を添付する等により適切に取り扱うものとする。

(2) 輸送試料の取扱い

試料は、受領後ただちに識別票等により現物の確認を行った後、他の試料との混同がないよう適切に取り扱い、速やかに分析に供するものとする。

6. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が生物的又は化学的に変化して生成した物質とする。ただし、水中における検出量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等により有害でないと認められるものは除く。

(2) 分析方法

① [略]

② 分析対象物質の残留量は mg/l で表す。

③～⑧ [略]

7. [略]

作物残留性試験(3-1-1)

1～7 [略]

8. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が生物的又は化

5. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質の有効成分及び当該有効成分が化学的に変化して生成した物質(水中における検出量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。)とする。

(2) 分析方法

① [略]

②～⑦ [略]

6. [略]

作物残留性試験(3-1-1)

1～7 [略]

8. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が化学的に変化

学的に変化して生成した物質（以下「成分物質等」という。）とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等により有害でないと認められるものは除く。

なお、展着剤については、原則として展着剤及び適用対象農薬の成分物質等とするが、当該展着剤の適用対象農薬の残留性への影響等から判断して合理的な理由がある場合にあっては、別表に掲げるものとする。

(2) [略]

(3) 分析方法

①・② [略]

③ 分析対象物質の残留量はppmで表す。

④ 分析は、各試料ごとに少なくとも2回行う。

⑤～⑧ [略]

⑨ 保存安定性試験は、無処理区から採取した試料に既知量の分析対象物質を添加し、分析試料と同一条件で同一期間以上保管した試料を分析する方法により行う。

9. [略]

別表

	<u>当該展着剤の適用対象農薬の残留性への影響</u>	
	<u>適用対象農薬の残留量を増加させるおそれがないと認められる場合</u>	<u>適用対象農薬の残留量を増加させるおそれがある場合</u>
<u>1. 当該展着剤の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこ</u>	<u>適用対象農薬の成分物質等</u>	

して生成した物質（残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等により有害でないと認められるものは除く。）とする。

(2) [略]

(3) 分析方法

①・② [略]

③ 分析は、各試料ごとに少なくとも2回行い、これらの平均値を測定値とする。

④～⑦ [略]

⑧ 保存安定性試験は、無処理区から採取した試料に既知量の分析対象物質を添加し、分析試料と同一条件で同一期間保管した試料を分析する方法により行う。

9. [略]

<u>と等の理由により、安全と認められる場合</u>		
<u>2. 人が当該展着剤の成分物質等を長期にわたって摂取するおそれがないこと、摂取するもののその摂取量がきわめて微量であること等から安全と認められる場合</u>		<u>適用対象農薬の成分物質等</u>
<u>3. 上記1及び2のいずれにも該当しない場合</u>	<u>展着剤の成分物質等</u>	<u>展着剤及び適用対象農薬の成分物質等</u>

土壌残留性試験(3-2-1、2)
容器内試験(3-2-1-1)

1～5 [略]

6. 試料の取扱い

(1) 試料の輸送

- ① 試料の輸送に当たっては、試料が変質又は汚染しないよう十分留意するとともに、凍結しない程度の低温条件で速やかに輸送する。
- ② 輸送に当たっては、試料の取り違え等を防止するため、識別票を添付する等により適切に取り扱うものとする。

(2) 輸送試料の取扱い

試料は、受領後ただちに識別票等により現物の確認を行った後、他の試料との混同がないよう適切に取り扱い、速やかに分析に供するものとする。

土壌残留性試験(3-2-1、2)
容器内試験(3-2-1-1)

1～5 [略]

7. [略]

8. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が生物的又は化学的に変化して生成した物質とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等により有害でないと認められるものは除く。

(2) 分析方法

- ① 分析対象物質を正確に分析できる方法により行う。
- ② 分析対象物質の残留量は、乾土当たりの濃度 (m g / k g) で表す。
- ③～⑧ [略]

9. [略]

ほ場試験(3-2-1-2)

1～4 [略]

5. 試料の取扱い

(1) 試料の輸送

- ① 試料の輸送に当たっては、試料が変質又は汚染しないよう十分留意するとともに、凍結しない程度の低温条件で速やかに輸送する。
- ② 輸送に当たっては、試料の取り違い等を防止するため、識別票を添付する等により適切に取り扱うものとする。

(2) 輸送試料の取扱い

試料は、受領後ただちに識別票等により現物の確認を行った後、他の試料との混同がないよう適切に取り扱い、速やかに分析に供す

6. [略]

7. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が生物的又は化学的に変化して生成した物質 (残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。)とする。

(2) 分析方法

- ① 分析対象物質を正確に分析できる方法により行う。なお、分析対象物質の残留量は、乾土当たりの濃度 (m g / k g) で表す。
- ②～⑦ [略]

8. [略]

ほ場試験(3-2-1-2)

1～4 [略]

るものとする。

6. [略]

7. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が生物的又は化学的に変化して生成した物質とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等により有害でないと認められるものは除く。

(2) 分析方法

① 分析対象物質を正確に分析できる方法により行う。

② 分析対象物質の残留量は、乾土当たりの濃度 (m g / k g) で表す。

③~④ [略]

8. [略]

5. [略]

6. 試料の分析

(1) 分析対象物質

被験物質に係る農薬の有効成分及び当該有効成分が生物的又は化学的に変化して生成した物質 (残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。) とする。

(2) 分析方法

① 分析対象物質を正確に分析できる方法により行う。なお、分析対象物質の残留量は、乾土当たりの濃度 (m g / k g) で表す。

②~⑦ [略]

7. [略]